

第五十一回 帝國議會

日本興業銀行外二銀行ノ對支借款關係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府提出)委員會議錄(速)

(記)第五回

大正十五年二月廿三日(火曜日)午前十
時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 中村啓次郎君

理事 神田 正雄君

理事 柏田 忠一君

小寺 謙吉君 戸井 嘉作君

山田 又司君 小野 義一君

高橋熊次郎君 松岡 俊三君

中村 輤君 杉 宜陳君

牧山 耕藏君 山口 嘉七君

西方 利馬君

同月十五日委員木暮武太夫君、同月二
十三日委員伊坂秀五郎君及坂梨哲君孰
レモ辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月十五
日小野義一君ヲ、同月二十三日西方利
セリ

出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官男爵 矢吹 省三君

外務參與官 永井柳太郎君

外務書記官 坪上 貞二君

大藏政務次官 作平君

大藏參與官 三木 武吉君

○中村委員長 ソレデハ引續イテ開會
致シマス、前回ニ二回日ヲ定メマシテ
ガ、一同ハ議院ノ都合ニ依リ、即チ速記
ガ無イト云フ譯デ延シマシタ、其次ハ
重要ナル問題ノ討議決定ノ日デアリマ
シテ、終ニ流會ニ相成ツタノデアリマ
ス、此遲レマシタノハ右様ノ次第デア
リマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス
○小野委員 私一寸、議事進行ニ關シ
テ一言致シタイ、私ハ本日初メテ此委
員トナツテ出席致シタノデアリマスガ、
私ガ委員ニナリマス以前ニ、委員會ニ
於ケル質問應答ノ經過ノ中、私ノ一身
ニ關スルコトニ付テ、武内政府委員ヨ
リ御話ガアツカコトヲ速記錄ニ依テ承
知致シタノデアリマス、速記錄ヲ拜見
致シマスルト、所謂對支借款ニ對シマ
シテ、私ガ當時大藏省ニ於テ直接此事
ヲ扱ツテ居ツタ關係者デアツタ、サウシテ
當時ノ關係者ハ殆ドモウ居ナイノデア
ルガ、小野君ノ如キハ其處ニ居ル、併シ
縱令此問題ニ付テ何等カ政府ニ於テ處
分スル——行政處分ト云フノデアリマ
ス、是ダケノコトヲ言明致シテ置キマ
ス

○武内政府委員 私ノ説明ニ對シ、何
敷令ノ適用ニ依テドノ道問題ニハナラ
スノデアルト云フヤウナ風ニ、解釋ナ
カ御迷惑ヲ受ケテ居ルヤウナ御釋明ガ
レルヤウナ話ニナツタヤウデアリマス、
係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府
提出)

私ハ此點ニ付テ世間ノ疑惑ヲ解キマス
ル爲ニ、而シテ此問題ニ付キマシテハ
般ノ誤解ヲ招來致シマスト、私トシテ
甚ダ不本意デアリマスカラ、此點ヲ闡
明致シテ置キタイト思ヒマス、所謂對
支借款ノ閣議ニ於テ決定ノアリタルコ
トハ、ドナタカノ委員ノ御話ニナツタ通
リ、大正七年ノ九月二十四日デアルト
記憶致シマス、私ハ當時大藏省ノ屬僚
デアリマシタガ、神戸税關長ヲ勤務致
シテ居ラタノデアリマス、七月二十九日
シテ居ラタノデアリマス、大正七年十月
二十四日ニ大藏省ノ本
省ニ歸ルコトニナツタノデアリマス、故
ニ此對支借款ノ締結ニ付テハ、何等私
ハ干與致シテ居ラヌト云フコトヲ茲ニ
言明致シマス、併シ其後本省ニ歸リマ
シタ爲ニ、此後始末ニ付キマシテハ、大
體大臣ノ命ヲ奉ジマシテ、犬馬ノ勞ヲ
執ツタト云フコトハ明デアリマス、唯ソ
レダケノ事デアリマス、或ハ世間ノ思
惑如何ト云フコトヲ顧慮致シマスノ
デ、是ダケノコトヲ言明致シテ置キマ
ス

○武内政府委員 私ノ説明ニ對シ、何
對支借款ノ爲ノ五千萬圓ダト云フノデ
ハナカツタケレドモ、矢張五千萬圓ノ金
ヲ貸セバ今日ノヤウニ朝鮮銀行ニシテ
第五類第三號 日本興業銀行外二銀行ノ對支借款關係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府提出)委員會議錄 第五回
第五類第三號 大正十五年二月二十三日 一

モ、臺灣銀行ニシテモ行詰ラナイ、ソレデ何カ復活ノ方法ガ立ツト御考ニナツテ御貸シニナツタモノト考ヘルノデアリマスガ、其時ハ矢張理財局長ヲナサッテ居ラレタノデアラウト思フ、ソレデ其通リデアリマスカラ、唯私ノ申上ゲタノハ、對支借款ノ當事者ト云フノデハナイ、御質問ノ趣意ガ、監督ノ地位ニ居ツタ人ニ對シテドウシタカト云フ御尋デアリマシタカラ、只今御話ノヤウナ、御釋明ニナツタヤウナ意味ノ説明ヲ致シタノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス。

○小野委員 勿論先程申ス通り、本省ニ入リマシテ屬僚ノ地位ニ居ツタ監督者デアツタ云フコトハ明デアリマス、併シ其點ニ付キマシテ何等行政處分ノ適用ヲ受ケルヤウナ失態ハ無イノデアリマス、只今五千萬圓云々ト云フコトデアリマシタガ、是ハ私ガ辭職ヲ致シタ後ノ事デ、清浦内閣ノ時ノ事デアリマス、全然關係ハアリマセヌ。

○神田委員 私ハ今日ノ議事ニ關シテ

デハゴザイマセヌガ、新聞記事ニ付テデス、國民新聞ガ先ニ書キマシテ、本日ノ朝日ノ「今日ノ問題」ニモ載ツテ居リマス、更ニ今日都新聞ニ「奇々怪々ノ噂」トシテ、此委員會ニ何等カ不正事件デモ有ルカノ如キ記事ガアリマス、是ハ委員トシテ頗ル迷惑ナ話デアリマス、是ハ斯ウ云フ事ガ、若シ有リトスレバ、委員ノ職責上重大ナル事件デ、殊ニ綱紀肅

正ヨリ以テ旗印トシテ居ル當局トシテモ、臺灣銀行ニシテモ行詰ラナイ、ソレデ何カ復活ノ方法ガ立ツト御考ニナツテ御貸シニナツタモノト考ヘルノデアリマスガ、其時ハ矢張理財局長ヲナサッテ居ラレタノデアラウト思フ、ソレデ其通リデアリマスカラ、唯私ノ申上ゲタノハ、對支借款ノ當事者ト云フノデハナイ、御質問ノ趣意ガ、監督ノ地位ニ居ツタ人ニ對シテドウシタカト云フ御尋デアリマシタカラ、只今御話ノヤウナ、御釋明ニナツタヤウナ意味ノ説明ヲ致シタノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス。

○中村委員長 モウ別ニ質問ハアリマス、

デナイト議事ヲ進行セシムル上ニモ、

何ダカ興業、朝鮮、臺灣ノ三銀行ヲ脅迫シテ、委員ガ何カ之ヲ可決セシムル爲ニ問題ヲ起シテ居ルト云フヤウナ記事

デアリマスガ、是ハ分ツテ居ル人ハ何等モ

云ヘバ委員ヲ侮辱シテ居ル譯デアル、

而シテ是ガ有ルト云フト、議事ヲ進行セシメテ誠意ニ満チタ可決ヲスルノニ、

大ナル支障ヲ來スコト、思ヒマス、ソ

レデ斯ウ云フ事ニ付テ政府當局ニ於テ

御調ガアルナラバ聽キタイ、又御調ガ

無イトスルナラバ、之ヲ速ニ調べテ明

ニシテ頂キタイト思ヒマス

○武内政府委員 私共モ矢張神田君ノ

御話ノ問題ニ付キマシテハ、共同ノ被

害者デアリマス、後ノ御話ノ新聞記事

ハ今日マダ拜見致シマセヌガ、國民新

聞ノ記事ハ見マシタ、矢張其中ニハ政

府筋ノ者ガ何カ脅迫スルトカ、運動スル

トカ云フヤウナ事ガ書イテアリマシタ

ガ、矢張政府ノ一人デアリマスカラ、實

ト此事ヲ大臣ニモ申上ケテ直ニ調査ヲ

致シマシタ、絕對ニサウ云フ風ナ事ハ

何モ有リマセヌ、唯新聞ニ對シテ今日

トシテ、此委員會ニ何等カ不正事件デ

モ有ルカノ如キ記事ガアリマス、是ハ

委員トシテ頗ル迷惑ナ話デアリマス、是ハ

シテ居リマセヌケレドモ、事實ニ於テ

ハサウ云フ事ハ毛頭アリマセヌ、御諒

承ヲ願ヒマス

斯ウ云フ事ガ有ツタナラバ餘程根本的

ニ有無ヲ糺シテ置キタイト思フ、サウ

デナイト議事ヲ進行セシムル上ニモ、

何ダカ興業、朝鮮、臺灣ノ三銀行ヲ脅迫

シテ、委員ガ何カ之ヲ可決セシムル爲ニ問題ヲ起シテ居ルト云フヤウナ記事

デアリマスガ、是ハ分ツテ居ル人ハ何等モ

云ヘバ委員ヲ侮辱シテ居ル譯デアル、

而シテ是ガ有ルト云フト、議事ヲ進行

セシメテ誠意ニ満チタ可決ヲスルノニ、

大ナル支障ヲ來スコト、思ヒマス、ソ

レデ斯ウ云フ事ニ付テ政府當局ニ於テ

御調ガアルナラバ聽キタイ、又御調ガ

無イトスルナラバ、之ヲ速ニ調べテ明

ニシテ頂キタイト思ヒマス

○武内政府委員 私共モ矢張神田君ノ

御話ノ問題ニ付キマシテハ、共同ノ被

害者デアリマス、後ノ御話ノ新聞記事

ハ今日マダ拜見致シマセヌガ、國民新

聞ノ記事ハ見マシタ、矢張其中ニハ政

府筋ノ者ガ何カ脅迫スルトカ、運動スル

トカ云フヤウナ事ガ書イテアリマシタ

ガ、矢張政府ノ一人デアリマスカラ、實

ト此事ヲ大臣ニモ申上ケテ直ニ調査ヲ

致シマシタ、絕對ニサウ云フ風ナ事ハ

何モ有リマセヌ、唯新聞ニ對シテ今日

トシテ、此委員會ニ何等カ不正事件デ

モ有ルカノ如キ記事ガアリマス、是ハ

委員トシテ頗ル迷惑ナ話デアリマス、是ハ

シテ居リマセヌケレドモ、事實ニ於テ

ハサウ云フ事ハ毛頭アリマセヌ、御諒

承ヲ願ヒマス

斯ウ云フ事ガ有ツタナラバ餘程根本的

ニ有無ヲ糺シテ置キタイト思フ、サウ

デナイト議事ヲ進行セシムル上ニモ、

何ダカ興業、朝鮮、臺灣ノ三銀行ヲ脅迫

シテ、委員ガ何カ之ヲ可決セシムル爲ニ問題ヲ起シテ居ルト云フヤウナ記事

デアリマスガ、是ハ分ツテ居ル人ハ何等モ

云ヘバ委員ヲ侮辱シテ居ル譯デアル、

而シテ是ガ有ルト云フト、議事ヲ進行

セシメテ誠意ニ満チタ可決ヲスルノニ、

大ナル支障ヲ來スコト、思ヒマス、ソ

レデ斯ウ云フ事ニ付テ政府當局ニ於テ

御調ガアルナラバ聽キタイ、又御調ガ

無イトスルナラバ、之ヲ速ニ調べテ明

ニシテ頂キタイト思ヒマス

○中村委員長 モウ別ニ質問ハアリマス、

セヌカ——ソレデハ質問ヲ打切リマシ

テ、討論ニ入ルコトニ致シマス

○柏田委員 既ニ前後五回ニ瓦リマシ

テ質問應答ガアリ、本法律案ノ内容等

モ明ニナリマシタ、ソレデ私ハ此場合、

元來此借款ノ成立ガ日支共存共榮ノ根

本義ニ依テ出來タモノデアラウト思ヒ

テアリマスカラ、質問終了シタ今日、私

トシテハ茲ニ本案ニ對シテ希望條件ヲ

附シテ決定ヲ致シタイト思フノデアリ

マス、茲ニ動議ヲ出シマス、其希望條件

ハ次ノ如ク、デス「政府ハ日支共存共榮ノ本義ニ則リ本借款ノ目的遂行ニ慎重

ノ考慮ヲ拂ヒ且今回開催中ノ支那關稅特別會議ニ於テ銳意之ガ支拂ヲ確保シ

ノ本義ニ則リ本借款ノ目的遂行ニ慎重

ノ考慮ヲ拂ヒ且今回開催中ノ支那關稅特別會議ニ於テ銳意之ガ支拂ヲ確保シ

ノ本義ニ則リ本借款ノ目的遂行

前項ノ規定ニ依リ公債ノ發行額差減額ヲ補填スル爲必要ナル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第五條ヲ削ル

第六條ヲ削ル

第七條ヲ第五條ニ改メ同條第一項中「直ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ」ヲ「三銀行ハ本法ニ依リ公布ヲ受ケタル公債ノ交付價格及現金ニ相當スル金額並命令ヲ以テ定ムル利息スヘシ」ニ改メ第二項ヲ削ル

第八條ヲ第六條ニ繰上ク

第九條ヲ第七條ニ繰上ク

左様ナ具合ニ修正致シタイト考ヘルノデアリマス、只今柏田君ノ御提出ニナリマシタ希望條件ニ付キマシテハ、吾吾ハ現政府ヲ信任スルコトガ出來ナイノデアリマスガ故ニ、其趣旨ニ於テハ賛成デアリマスケレドモ、決議ニハ反對ノ意ヲ表シタイト思フノデアリマス〇神田委員私ハ本案ニ對シマシテハ、柏田君ノ只今御提出ニナツタ動議ニ賛成ヲ致シマシテ、此整理案ハ此機會ニ於テ整理ヲ遂グルニアラズバ、種々ナル故障ガ將來ニ起ルコト、私ハ信ジテ居リマス、而シテ此整理案ニ付テハ是マデ幾度カ質問應答ヲ重ねタ際ニ、大體ノ議論ハ盡キテ居ルノデアリマスガ、此借款ハ最初ニ於テ間違ッタ根柢ノ上ニ立ッテ居ル、要スルニ日本ノ主義ト

シテハ、或ハ宜カツカモ知レヌガ、支那ノ事情ニ迂イ、支那ノ今日ノ情況ヲ知ラズシテ、當局者ガ誤ツタ政策ノ下ニ立ッタ、而モ當局ノ間ニ於テハ之ヲ三銀行ニ保證シテ居ル關係上、ドウシテモ政府ノ責任ヲ負ハナケレバナラヌコトハ當然デアル、而シテ既ニ政府ノ責任ヲ負フテ爲ストナレバ、如何ナル時期ニ於テ之ヲ整理スルカト云フ、時期ノ問題ニ到達シテ、時期ノ問題ニ到達シテ行ケバ、斯ル年々ノ整理案ニ致セバ、年々歳歲斯ウ云フコトニナツテ問題ノ生ズルヤウナ年々ノ整理案ニ致セバ、年々歳返還ヲ迫ルマデニモ此借款ハ適當ナル返還ヲ迫ルコトハ勿論デアリマス、併シ時期ニ整理シテ置カナケレバ、餘程重大ナルコトガ將來ニ到來スルモノト考ヘテ居リマス、是ハ詳シク述ベレバアルノデアリマスガ、是ハ諸君ガ大概御承知デアラウト思フガ、今日整理ヲ遂ゲズシテ荏苒ト延ベテ置ケバ、延ベテ置クダケ將來ニ向ツテ國民ノ負擔ヲ殖ス情況ニ立入ツテ居ルノガ、今日ノ狀況此希望條件ガアリマスカラ、其他ニハ此希望條件ガアリマスカラ、其後ニハ附加ヘマセヌガ、今マデ此借款ノ成立果シテ今日完全ニ出來テ居ルカト云フコトハ問題デアリマス、之ニ付テハ吾吾同志ノ間ニモ特殊銀行ノ改革ニ付テノ相當ナル考モ持ツテ居リマス、今日其ノ起立ヲ求メマス

○牧山委員只今ノ希望條件付デスカマス、希望條件ヲ附シテ原案ヲ可決致ト、將來再ビ斯ノ如キ整理ニ多大ナル犠牲ヲ拂ハナケレバナラヌ時代ガ來ル、況ヤ今日ノ政友會ノ御出シニナツタヤウナ年々ノ整理案ニ致セバ、年々歳返還ヲ迫ルマデニモ此借款ハ適當ナル返還ヲ迫ルコトハ勿論デアリマス、併シ時期ニ整理シテ置カナケレバ、餘程重大ナルコトガ將來ニ到來スルモノト考ヘテ居リマス、是ハ詳シク述ベレバアルノデアリマスガ、是ハ諸君ガ大概御承知デアラウト思フガ、今日整理ヲ遂ゲズシテ荏苒ト延ベテ置ケバ、延ベテ置クダケ將來ニ向ツテ國民ノ負擔ヲ殖ス情況ニ立入ツテ居ルノガ、今日ノ狀況此希望條件ガアリマスカラ、其後ニハ附加ヘマセヌガ、今マデ此借款ノ成立果シテ今日完全ニ出來テ居ルカト云フコトハ問題デアリマス、之ニ付テハ吾吾同志ノ間ニモ特殊銀行ノ改革ニ付テノ相當ナル考モ持ツテ居リマス、今日其ノ起立ヲ求メマス

○中村委員長別ニ討論ガアリマセヌカ——ソレデハ討論ヲ打切リマシテ採決致シマス、只今杉君ノ動議ニハ賛成者ガナカツタヤウデアリマシタケレドモ、御演説中ニ同志ト云フコトガアリマスカラ、賛成者ノアルコト、認メテ採決致シマス、修正案ニ賛成ノ方ノ申上ゲマス

○中村委員長サウ云フコトニシテ成ベク早ク——ソレデハ是ニテ終了致シマシタ、散會致シマス

○杉委員何レ印刷シテ皆サンニ差上ダマス

○中村委員長サウ云フコトニシテ成ベク早ク——ソレデハ是ニテ終了致シマシタ、散會致シマス

午前十一時五十一分散會

大正十五年二月二十三日印刷

大正十五年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社